

令和8年5月8日

2年生 岩下弥生さん 保護者様

下川町立下川小学校長
高館 正司

令和8年度就学援助に係る諸費の扱いについて

標記の件について、別紙「令和8年度 給食費・PTA会費の納入について」にて金額と期日についてお知らせしておりますが、保護者様の世帯は就学援助を申請しておりますので、認定・非認定の状況により諸費の扱いが変わります。また、下川町による決定は7月頃になると思われるので、5～7月分の給食費につきましては下記のとおり取り扱いを実施します。

なお、PTA会費につきましては、認定・非認定にかかわらず、前述の別紙「令和8年度 給食費・PTA会費の納入について」のとおりお支払いいただきますようお願いいたします。

記

- 1 ご利用の金融機関 下川郵便局（3～4月の調査より）
- 2 諸費の種類 小学校給食費 5～7月（3回）分
- 3 金額 月額3,000円×3回分×世帯の児童人数
- 4 取り扱い方法 ①または②をお選び願います（①の場合は連絡不要ですが、②の場合は5月14日（木）までに小学校まで電話連絡またはこのおたより下部の調査票をご提出願います。）

①5月から例月の引き落としを開始

認定された場合はすみやかに徴収済みの金額を返金します。

非認定となった場合は引き続き、別紙「令和8年度 給食費・PTA会費の納入について」のとおり、例月の給食費を引き落とします。

②就学援助の認定または非認定の決定まで引き落としを保留

認定された場合はそのまま今年度の給食費の請求は発生しません。

非認定となった場合は、保留の回数分、残りの振り込み回数を変更の上、改めておたよりにてお知らせします。

- 5 お問い合わせ先 下川小学校（Tel 4-2023 事務職員・三好）

きりとり

ゆうちょ銀行引き落とし取り扱い希望調書

下川小学校事務職員様へ

5～7月分の下川小学校給食費について、②のパターンを選択いたします。

令和8年 月 日

保護者様氏名

(印不要)